

太田和宏氏の講演「日韓関係を考える：真の友好のために」を聞いて 考えたこと

浅野慎一

※神戸大学教職員「九条の会」会報『白バラ通信』2020年1月号掲載記事に若干加筆修正しました。

【太田和宏氏「日韓関係を考える：真の友好のために」】

2019年12月5日、神戸大学教職員九条の会の講演会で、太田和宏氏（神戸大学教授）が「日韓関係を考える：真の友好のために」という講演を行った。

時宜を得た、しかもとても広い視野からの説得力ある講演だった。

私には到底、講演の論旨を適切に要約して伝える能力がない。そこで、個人的に関心をもった点に絞ってコメントさせていただく。また私は法律・判決等の読解が苦手で、理解に間違いがあるかも知れない。もし間違いがあればご容赦の上、ご教示願いたい。

太田氏は、いわゆる「徴用工問題」に重点をおいて話された。

2018年10月、韓国の大法院（最高裁）で、新日鉄住金に対し、元徴用工の原告に慰謝料を支払えとの判決が出された。原告の勝訴が最終的に確定したのである。この判決内容は今後、三菱重工・IHI等、70社を越える日本企業による約22万人の潜在的被害者に適用される可能性があるという。

大法院判決の論理は、次の通りである。①植民地支配そのものが不法であるため、その下での諸法令の原告への適用も不法である。②原告の要求は、未払賃金・補償金の請求ではなく、日本政府の不法な植民地支配と日本企業の不法行為を前提とする強制動員への慰謝料請求である。したがって1965年の日韓基本条約・日韓請求権協定で解決済みの請求には該当しない。

ただし大法院判決では、2名の裁判官が反対の少数意見を提出した。その趣旨は、次の通りである。

①日韓基本条約・請求権協定の全文脈をふまれば、すべての請求権は解決済みと理解すべきだ。②条約締結時、およびその後の韓国政府の政策対応は、すべての請求権が消滅したことを前提としてなされてきた。したがって、③植民地支配の不当性を明確にしないまま請求権協定を締結したことの是非、請求権協定の歴史的評価について議論があるとしても、請求権協定が憲法や国際法に違反して無効と解するのでなければ、その内容の良否を問わずその文言と内容は遵守しなければならない。

太田氏は、この少数意見に概ね賛意を表した。そして日本の安倍政権のこの問題に対する不誠実な対応を批判するとともに、韓国側にも冷静な対応を求めた。さらに日韓双方の政府とも、こうした民事紛争を外交の手段・外交問題にすることは不適切だと述べた。

私は関係する法律・条約、そして何より徴用工問題の歴史的事実の知識が決定的に不足しているので、未だ十分な意見を持ってない。本当はきちんと勉強して意見を持ちたいが、まだよくわからないことが多すぎる。そこで今回の太田氏の講演について、まったく外在的で不十分ではあるが、疑問に思

うことをいくつか述べたい。

【ポスト・コロニアルの歴史問題としての徴用工】

私は、徴用工問題を植民地支配・戦争に起因する歴史問題と捉え、しかもそれを裁判・法律という枠組で議論することに、若干違和感を抱いている。

その理由は、ザックリ言って3点ある。

第1は、たとえ合法であっても悪いこと、許されないことはいくらでもある。近代的な裁判・法律で裁けることなど、あらゆる悪事の中の「九牛の一毛」であろう。とりわけ現行法施行以前に発生した植民地支配・戦争にまつわる無数の悪事には「違法とは言えない」とお墨付きを与えるのが、司法の主な仕事ではないのかとすら思う。こんなことを言うと、弁護士をはじめ司法関係者に叱られるだろうが、それならもう少しまともな判決を増やしてもらいたい。

それとも関わって第2は、国家が国家を裁けるのか、という疑問である。いくら三権分立を強調しても、法律や裁判、司法もまた国家権力そのものである。植民地支配や戦争を起こすのは国家権力であり、それはその国が独裁国家か民主国家かとは関係ない。むしろ近現代の戦争のかなりの部分は、民主国家が引き起した。また当然、戦前日本の植民地支配や戦争を司法は阻止せず、逆に概ねにおいて推進した。戦争に反対する人々を法律違反と断じ、処罰したのは日本の司法だ。結局、戦後の司法も「国家無答責」とかいう屁理屈に逃げ込むしかないだろう。

第3に、そもそも徴用工問題は戦前の植民地支配の問題なのか。むしろ戦後の東西冷戦下での日韓関係および日本と韓国の両政府が未解決のまま放置してきた問題ではないか。つまり植民地支配の歴史問題ではなく、ポスト・コロニアルの現代的問題ではないか。その限りで、韓国大法院の2名の裁判官の少数意見に、私も太田氏と同様、一定の妥当性を感じる。植民地支配の問題ではなく、ポスト・コロニアルの問題と捉えるなら、裁判という解決法も一定の有効性があるだろう。しかしその場合、裁判の争点・立論は全く異なるものになるだろう。

以上の3点は、私個人のずぶの素人としての違和感にすぎない。しかし、これらの問題についてもっと深くきちんと考えた思想家として、ヤスパースとアーレントがいる。

まずヤスパースは、戦争における「罪」と「責任」を区別し、しかも「罪」を4つに区分した。すなわち、①処罰が対応する刑法上の罪、②責任が対応する政治上の罪、③洞察が対応する道徳上の罪、そして④人間の自覚の変化が対応する、人間相互の絶対的連帯を作り得ていないという形而上の罪である。この4つの罪を混同してはならず、しかもそれぞれすべてについて真摯に問うことが重要だと言うのである。これらを混同して、何でもかんでも①の刑法上の罪に押し込めようとするれば、当然、無理な法解釈を引き起こして実質的な和解を妨げ、しかも他の罪を免罪することにもなりかねない。また②の政治上の罪、③の道徳上の罪を、戦後の日韓両「国民」がどこまで償えるかについては、いろんな議論があるだろう（それらの罪は、当然、日本の植民地支配に協力した韓国人にも問われる）。ましてそれらの罪を当事者ではなく、戦後生まれの子孫に継承させて追及するのは、一層の混乱を招

くだろう。いわゆる「未来志向」とは、①～④の歴史的な「罪」についての認識の共有をふまえた上で（決して「罪」の当事者としてではなく）、ポスト・コロニアルの世界の当事者として④の形而上の「罪」を再び犯さぬ道を探っていくことではないか。

【国民的立場と階級的立場】

こんなことを言うと、「日本国民の加害責任を免罪するのか」と叱られるかも知れない。

然り。私は、「日本国民の加害責任」なるものをあまり認めていない。

私の大学院生時代、左翼の先輩達の多くが「日本国民＝加害者論」を声高に唱え、日本国民として韓国・中国国民に謝罪することが良心の証だといった主張を繰り返した。私は、これに断固として反対した。戦前の日本国民は被害者であって、加害者ではない。日本帝国主義は中国・韓国の民衆だけでなく、日本の民衆にも深刻な被害をもたらした。国籍を問わず、民衆は帝国主義の被害者であり、そうだからこそ国籍の違いを越え、反帝国主義の連帯が可能である。こうした階級的立場をこそ堅持すべきであり、国民単位の加害者・被害者論というナショナリズムに陥ってはならない。当時、私はそのように主張した。左翼の諸先輩は、そうした私を「加害者としての自覚が足りない」と罵り、今の言葉でいえば私にパワハラ的な恫喝すら行った。そしてその後、そうした先輩達の多くは私の予想通り左翼であることをやめ、右翼ナショナリストへと転向していった。いわゆる自由主義史観・「新しい歴史教科書をつくる会」の面々である。私からみれば、このような転向はナショナリストの立場に立つ以上、必然であった。それなのに日本の左翼の中には、今でも「日本国民＝加害者論」を含むナショナリズムが色濃く生き残っている。私はこれが、不思議でならない。そういえば昨今、韓国政府がGSOMIA（日韓軍事情報包括保護協定）を更新しない方針を打ち出した時、日本の左翼からそれを支持・歓迎する声はほとんど聞かれなかった。普段は日米韓の軍事同盟を批判していたはずの左翼は、いざそれが実際に綻びそうになると、やはり「日本国民」として恐ろしくなったのだろうか。それとも国政選挙や連立政権構想の都合上、GSOMIA破棄の主張は控えようと計算したのだろうか。いずれにせよこんなあやふやな姿勢では「日本国民」の信頼を得ることすら難しいのではないか。私は日韓双方の左翼が、ナショナリズムに囚われず、階級的立場に立って連帯することが、徴用工問題を含むポスト・コロニアルの諸課題を真の意味で解決する真の道だと思っている。

そのことを示唆したのが、アーレントである。ユダヤ人であるアーレントは、戦争の罪を「人間であることの恥ずかしさ」として受け止めた。また彼女は、①政治的責任は一国民内部で完結せず、加害者と被害者の将来にわたる歴史的関係性の中で果たされ、②人間相互の根源的連帯は神や自覚のレベルにとどめず政治形態として模索しうると主張した。つまり彼女は「被害者＝ユダヤ人」を含む人間としての道徳・形而上の罪を引き受け、しかもそれを「ディアスポラ＝ユダヤ人」として一国民国家に収斂しない政治的責任の果たし方へと連鎖させる可能性を追求したのである。

「国家を越える」というと、すぐに「非現実的だ」とか「代替案を示せ」と言われる。しかし、私から言わせれば、国家権力に依存した問題解決の方がずっと「非現実的」であり、そのことは昨今の

日韓関係が証明している。太田氏の講演でも、「現実的」な展望として示されたのはいずれも国籍を問わない人間としての、またはグローバルな政治的实践（「フリーハグ」・地域交流等）であった。また「代替案」は自分自身の頭で、しかも人類全体とともに考えて新たに発明すべきものだ。その努力を怠っておいて、「自分に代替案が思いつかないから、従来思想にしがみついでいく」のは単なる知的退廃であろう。しかも理論面ではポスト・コロニアリズム、実践面では世界社会フォーラムやグローバルな社会運動等、さまざまな歴史的限界・制約を孕みつつも、ナショナリズムを越えた広義の階級的挑戦はすでにあちこちで始まっている。1867年以降のマルクス、1915年以降のレーニン等の著作の中にも、ポスト・コロニアリズムのヒントになる記述は満載だ。それらから何を学ぶのか、何を批判するのかといった検討もせず、既存の国民民主権・民族解放の古き良き夢にまどろむのは、そろそろやめた方がよい。東アジア（日本・韓国・北朝鮮・中国）の左翼の覚醒が望まれる。なお「左翼」という言説自体が時代遅れだとの意見もあるが、私はそうは思わない。国民的立場に立つ「右翼」、階級的立場に立つ「左翼」の区別は近年ますます重要になっており、現下の最大の問題はとりわけ東アジアの「左翼」が階級的立場を見失い、国民的立場へと「右翼化」していることにあると考えるからだ。

今日の日韓問題、および韓国の左翼政権の混迷も、こうした視点から解き明かす必要があるだろう。